

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第66号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の2第4号中「京都市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に、「き損」を「毀損」に改める。

第4条の3第1項各号列記以外の部分中「当該納付又は納入」を「当該納付又は納入を」に改め、同項第1号中「京都市会計規則第18条に規定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）が加入している手形交換所（手形法第83条及小切手法第69条ノ規定ニ依ル手形交換所指定ノ件（昭和8年12月20日司法省令第38号）により指定されたもの）」を「手形法第83条及び小切手法第69条の規定による手形交換所を指定する省令に規定する電子交換所」に改め、「施設を含む。」の右に「以下同じ。）（」を加え、「所在地の銀行」を「加入銀行」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「所在地の銀行」を「加入銀行」に改める。

第4条の6の次に次の1条を加える。

第4条の6の2 共有に係る固定資産について、共有者の1人から条例第55条第2項の規定による固定資産税の減免（同条第1項第2号又は前条第1項第6号に掲げる事由に係るものに限る。次項において同じ。）の申請があったときは、他の共有者について、当該減免の効力を自らに及ぼす旨の意思表示があったものと推定する。

2 市長は、固定資産税の減免をする場合において、前項の規定の適用があるときは、当該他の共有者から別段の意思表示がない限り、当該減免の効力を当該他の共有者に及ぼすものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2第4号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)